

○村上市自転車用ヘルメット購入助成金交付要綱

令和6年9月30日

告示第341号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車を利用する者にヘルメット着用を促進し、安全な自転車利用の習慣を身につけさせるとともに、交通事故による被害の軽減を図るため、自転車用ヘルメットの購入に要する経費の一部について、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関しては、村上市補助金等交付規則（平成20年村上市規則第50号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自転車用ヘルメット 自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第63条の3に規定する普通自転車をいう。以下同じ。）に乗車する際に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証を受けたマーク等が付された新品のものをいう。

ア 一般社団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク（EN 1078が記載されたもの）

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSマーク（1203が記載されたもの）

(2) 使用者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき村上市の住民基本台帳に記載されているものであって、自転車用ヘルメットを使用する自転車の利用者をいう。

(3) 保護者等 未成年者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で未成年者を現に監護する者、未成年者の親族で社会通念上未成年者を保護する責任がある者、成年後見人等をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する使用者又はその保護者等とする。ただし、保護者等は、未成年者及び成年被後見人が使用するヘルメットに係る申請をする場合に限る。

(1) 国、県、他市区町村及び関係機関から本助成金と同種の助成金等の交付を受けていないこと。

(2) 令和6年10月1日以降に自転車用ヘルメットを購入している者

(3) 村上市暴力団排除条例（平成25年村上市条例第3号）第2条に規定する暴力団でない者及び暴力団員、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有していないこと。

(4) 市税等を滞納していないこと。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、自転車用ヘルメットの購入に要する経費に2分の1を乗じた額(その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)とし、2,000円を上限とする。この場合において、自転車用ヘルメットの購入に要する経費には、本体以外の附属品の購入費及び送料等の購入に付随する経費は含まないものとし、購入に当たってポイントを利用又は充当をした場合等は、その割引・充当等相当額は購入に要する経費に含まないものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」)は、村上市自転車用ヘルメット購入助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、自転車用ヘルメットを購入した日の属する年度の3月31日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 自転車用ヘルメットの購入に係る領収書等の写し
- (2) 第2条第1号アからオに掲げる認証したマークを確認できる写真等
- (3) 振込先の口座が確認できる通帳等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の申請は、使用者1人につき1回限りとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、村上市自転車用ヘルメット購入助成金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第7条 市長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第2条及び第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が助成金の交付を不相当と認めるとき。

(検査等)

第8条 市長は、申請者に対し、助成金に関する必要な事項を指示し、報告を求め、又は検査することができる。

2 市長は、助成事業の適正な実施を図るため、助成金の交付を受けた者に対して、自転車用ヘルメットの着用等に関し、調査することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。